

都城市リサイクルプラザ施設指定管理者候補者選定の概要

都城市リサイクルプラザの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和4年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

真栄産業株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 堀之内 真司

(3) 所在地

都城市神之山町4824番地

(4) 設立年月日

昭和49年8月22日

(5) 従業員数

95名

(6) 業務内容

一般廃棄物並びに産業廃棄物収集運搬並びに処理業
貨物自動車運送業

砂利、砂、玉石、栗石の採取並びに販売業

セメントおよび土木建築工事用資材の販売業

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業

鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業 他

2. 指定期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市リサイクルプラザ (都城市下水流町4028 番地11)	敷地面積：41,667 m ² 延床面積：12,366 m ²

(2) 業務概要

- ①リサイクルプラザ運転管理業務
- ②リサイクルプラザ保守点検管理等業務
- ③運搬等業務
- ④リサイクルプラザ管理工房展示棟の企画運営等に関する業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和4年6月10日	第1回選定委員会開催
令和4年6月15日	募集（広報都城6月号、市ホームページに掲載）
～令和4年7月14日	申請書類受付
令和4年7月21日	
～令和4年8月10日	
令和4年10月11日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
令和4年10月12日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	行政書士	1人
	環境専門家	1人
施設利用者代表		1人
市課長職		2人

(3) 選定理由

令和4年6月10日及び10月11日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で真栄産業株式会社が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を理解した、団体としての明確な運営方針が示されているこ

と。

- ・資源の有効利用の観点から、リユース品の販売に力を入れており、結果としてゴミ減量が見込まれること。
- ・市民への啓発活動にも積極的に取り組んでいること。
- ・相談窓口などクレーム処理への対応が構築されていること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・自転車等の専門的技術者も配置し、安全に配慮しながらリサイクルを実施していること。
- ・ラジオ番組に毎週出演するなど広報活動を行っていること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実績を踏まえた提案となっており、経費配分が具体的に明示してあること。
- ・業務の効率化が図られるような労務管理をされていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・実態を踏まえた人員体制の提案となっており、また社員教育（研修）を積極的に行うことで、利用者への接遇向上に努めていること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・環境まつり等を開催し、地域と交流・連携を深めていること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・国際規格 ISO14001、ISO45001 に基づく環境マネジメントに対する取り組みが明示されていること。
- ・他市県施設の視察を通して、職務に活かす姿勢があること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、今後コロナ感染症拡大も落ち着くと思われるため、これからの利用の促進及びサービス利便性の維持向上に関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・今後の管理・運営については、これまでの実績を含め、実態を踏まえた人員体制での安定的な運営が見込まれる提案である。
- ・市民への啓発活動の一環として、独自でラジオの出演等を含め、今後の広報活動の取組みに期待が出来る。
- ・接遇や再利用の考えを組織的に社員への研修・教育の実施に力を入れている状況を感じられる。
- ・地域交流の促進において、環境まつり等を実施し地域の方々と交流を深める

提案がある。

(5) 選定結果
別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たりの配点	審査内容
		真栄産業株式会社			
1. 市民の平等な利用が確保されること	175	142.6	管理運営方針等	18	<ul style="list-style-type: none"> ・市の管理方針の認識 ・施設の設置目的である廃棄物の減量と資源の有効利用の考え方 ・申請団体の経営モラル ・環境に配慮した取り組み
			平等利用	7	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込等が平等な利用を確保する提案 ・当該施設に係る相談や苦情等への対応の考え方
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	266	193.6	利用の促進	21	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発施設の管理運営及び展示物の有効利用の提案 ・廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報収集及び体験学習等についての提案 ・リサイクル工房の有効活用の提案 ・不用品の再生計画及び再生品の販売計画の提案 ・利用者増のための広報、PR 対策
			サービス、利便性の維持向上	7	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス・利便性の維持向上に関する提案 ・施設の維持管理、安全管理の内容 ・施設の設備、機能等の有効活用の提案 ・適切な利用料金及び利用料金収入の提案
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	63	44.4	経費配分	9	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の提案額（収支予算書） ・具体的な管理業務の効率化の提案 ・適正な経費配分の考え方、提案

4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	259	197	物的能力	24	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の積算根拠の明確性（収支予算書） ・収支計画と事業計画の整合性（収支予算書・事業計画書） ・直近3年間における類似施設の良い運営実績（主要業務実績） ・安定した運営が可能な申請団体の財務状況（貸借対照表・損益計算書）
			人的能力	13	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制、勤務体制、責任体制 ・利用者の指導 ・職員の指導育成、研修体制 ・個人情報保護、情報公開及び労働法令等の認識
5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること	112	95.2	地域貢献	16	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市内に本店を有するか。 ・地域雇用の考え方が示されているか。 ・関係団体や地域住民との連携、交流の提案
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	105	87.4	法令順守等	15	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理に必要な基準等の理解度 ・法令順守についての考え方 ・法令順守に関する取り組み
合計	980	760.2		140	
〈参考〉：提案金額 (単位：千円)	93,112千円		(令和5年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。